



／ 令和7年度から ／

矢掛町

福祉タクシー助成事業の利用方法が変わります

事業の概要

変更 内容

福祉タクシー利用券からマイナンバーカードを活用したポイント助成に変わります。

※マイナンバーカードを用いた事前登録が必要です。

※ポイントは、申請月から年度末分までをまとめて付与します。

※定額タクシー制度の対象外となる時間帯や町外への移動についても利用可能です。ただし、定額タクシー料金800円へのポイント使用はできません。

※ポイントは、なくなるまで優先的に支払われ、ポイントが残っている間は現金との併用ができません。ただし、請求金額に対し、ポイントが不足した場合は、残りを現金で支払うこととなります。

障がい

身体障害者手帳（1級・2級）
精神障害者保健福祉手帳（1級）
療育手帳A

ポイント

24,000円分／年
(2,000円×12か月)

高齢

65歳以上運転免許証なし

ポイント

12,000円分／年
(1,000円×12か月)

子育て

0～18歳児童
妊婦（申請月～出産予定月+1か月）

※妊婦については、出生児のマイナンバーカード作成に要する期間を勘案し、出産予定月+1か月分のポイントを付与。ポイントの利用期限も同様とします。

申請に必要なもの

- ◆ マイナンバーカード
- ◆ マイナンバーカードの暗証番号
- ◆ (障がい区分の方) 障害者手帳又は療育手帳
- ◆ (子育て区分のうち妊婦の方) 母子健康手帳

※代理の方が申請する場合、これらに加え委任状及び代理人の身分証明証が必要です。
(15歳未満の児童の保護者が申請する場合は不要)

利用できるタクシー事業者



(株)二葉観光運輸タクシー…………… TEL: 0866-83-1818

(有)東タクシー…………… TEL: 0866-84-8037

在宅ケアサービスステーションやかげ(有)… TEL: 0866-82-9151

(株)かむら堂 福祉タクシーせなかき… TEL: 0866-63-4966

申請・
お問合せ

障がい・高齢

矢掛町役場 福祉介護課 福祉推進係 TEL: 0866-82-1026

子育て

矢掛町役場 こどもみらい課 TEL: 0866-82-1060